

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更(3件) (道路課)	2
◎告示(港湾施設の概要)の一部改正 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
その他	
○地方公務員等共済組合法による平成23年度決算の要旨 (市町村振興課)	4

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

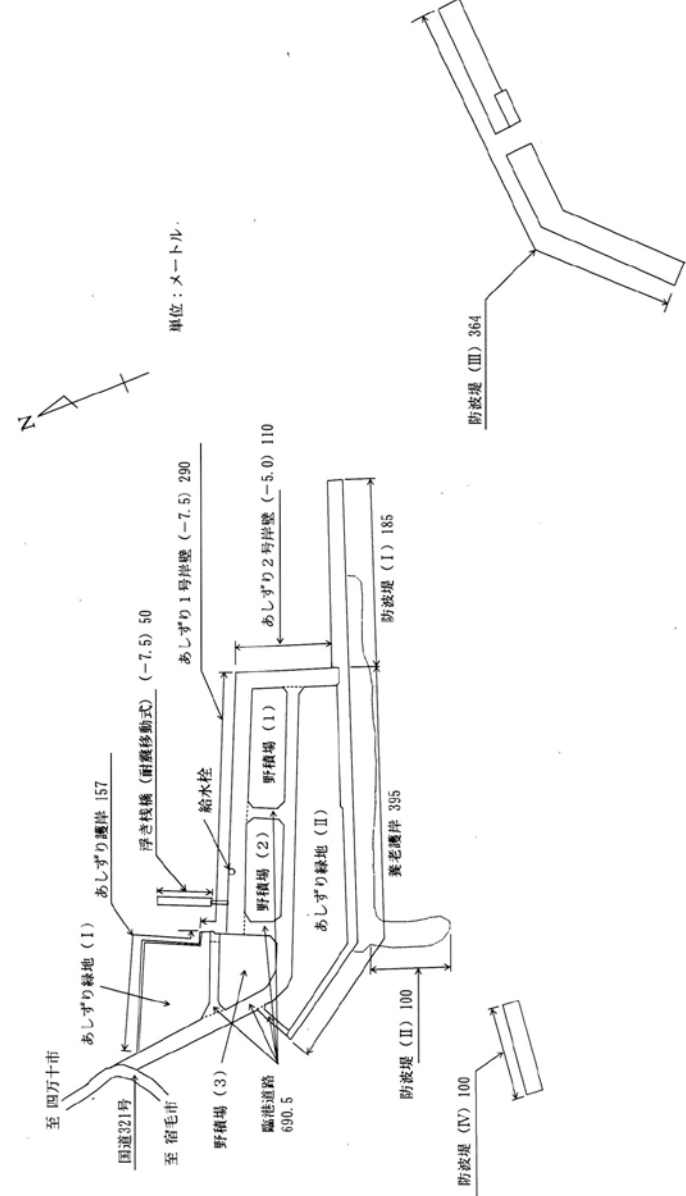
平成24年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第67号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。
別表第2の別図16の3を次のように改める。

別図16の3 あしずり港岸壁等の区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年7月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村柚ノ木字カミキレ1022番1から幡多郡三原村柚ノ木字コギレ1167番1まで	前	3.5 }	498
	後	15.5	
幡多郡三原村柚ノ木字カミキレ1022番1から幡多郡三原村柚ノ木字コギレ1167番1地先まで	前	9.2 }	505
	後	45.5	

高知県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年7月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長

	後の別	(メートル)	(メートル)
吾川郡いの町清水下分字北478番7	前	3.1 }	12
	後	3.4	
	前	4.8 }	12
	後	6.6	

高知県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年7月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水下分字上横川谷淵304番1	前	3.0 }	27
	後	3.7	
吾川郡いの町清水上分字梅木谷3686番2から吾川郡いの町清水上分字梅木谷3685番1まで	前	4.0 }	27
	後	5.5	
吾川郡いの町清水上分字梅木谷3686番2から	前	3.6 }	96
	後	13.9	
吾川郡いの町清水上分字梅木谷3685番1まで	前	12.0 }	96
	後	27.4	

高知県告示第479号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成24年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

表あしずり港の項中

〃	係留施設	5.0	50	1.0
---	------	-----	----	-----

を

〃	浮き桟橋（耐震移動式）	7.5	50	1.0
〃	臨港道路	—	690.5	—

に、

		0	を	—	1,301	—	に改める。
--	--	---	---	---	-------	---	-------

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、穴内土地改良区の定款の変更を平成24年7月9日に認可した。

平成24年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月24日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第18号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表18の項中「骨髓提供」を「骨髓又は末梢血幹細胞の提供」に、「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に、「認められる場合」を「認められるとき。」に改める。

附 則

この規程は、平成24年7月24日から施行する。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月24日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第26号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表18の項中「骨髄提供」を「骨髄又は末梢血幹細胞の提供」に、「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に、「認められる場合」を「認められるとき。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月24日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第27号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表18の項中「骨髄提供」を「骨髄又は末梢血幹細胞の提供」に、「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に、「認められる場合」を「認められるとき。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月24日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第28号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表18の項中「骨髄提供」を「骨髄又は末梢血幹細胞の提供」に、「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に、「認められる場合」を「認められるとき。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

そ の 他

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成23年度の決算の要旨を公告する。
平成24年7月24日

高知県市町村職員共済組合 理事長 板原 啓文

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
収入									
負担金	3,092,401	9,791,660		106,308	131,854				
特定健康診査等収入					26,795				
掛金	3,125,554	4,799,165			127,732				
施設収入・商品売上						155,874			13,993
基礎年金交付金			76,664	196	66		748,668		
利息及び配当金				53,797	12,316	44,430	678	100,086	13,183
その他の収入	382,788			19,458		325,000			
他経理から繰入									
前年度支払準備金	468,299								
前年度繰越長期給付積立金									
計	7,069,042	14,590,825	76,664	179,759	298,763	525,304	749,346	100,086	27,176
給付	3,013,212								
役員給与				80,242	35,404	19,362	67,018	5,858	
旅費・事務費				10,494	3,024	1,673	3,556	2,099	757
商品仕入						6,093			12,872
飲食材料費						21,879			
委託費・委託管理費				1,044	2,179	82,751	4,062	20	296
支払利息						4,848	617,667	76,637	2,140
連合会払込金	81,154							4,181	
前期高齢者納付金	1,582,903								
後期高齢者支援金	977,043								
病床転換支援金									
老人保健拠出金	47								
退職者給付拠出金	244,884								
基礎年金拠出金負担金							325,000		
他経理へ繰入	19,458								
その他の支出	743,627	14,590,825	76,664	79,906	224,746	133,396	30,491	15,341	12,853
次年度支払準備金	460,426								
次年度繰越長期給付積立金									
計	7,122,754	14,590,825	76,664	171,686	265,353	270,002	1,047,794	104,136	28,918
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 53,712	0	0	8,073	33,410	255,302	△ 298,448	△ 4,050	△ 1,742

貸借対照表の要旨

資産									
流動資産	596,098	1,143,239	151,805	328,669	427,773	196,915	6,209,575	258,414	269,967
固定資産			2,904,000	1,000	64	1,218,830	47,355,918	3,112,852	
繰延資産					4,121		2,722		
資産合計	596,098	1,143,239	3,055,805	329,669	431,958	1,415,745	53,568,215	3,371,266	269,967
負債									
流動負債	13,492	1,143,239		5,568	141,118	29,961	48,884,224	204	1,906
固定負債	460,426		3,055,805	157,841	31,369	549,795	90,453	3,128,077	216,657
負債合計	473,918	1,143,239	3,055,805	163,409	172,487	579,756	48,974,677	3,128,281	218,563
資本剰余金				647		150,000			
積立金					259,471				
利益剰余金又は次損金	122,180			165,613		685,989	4,593,538	242,985	51,413
資本合計	122,180	0	0	166,260	259,471	835,989	4,593,538	242,985	51,413
負債・資本合計	596,098	1,143,239	3,055,805	329,669	431,958	1,415,745	53,568,215	3,371,266	269,976